

## 発がん性評価ワーキンググループの目的及び検討内容（概要）

## 1 目的

職場で使用される化学物質の発がん性評価の加速化のために、平成25年度から、リスク評価検討会・有害性評価小検討会の検討結果に沿って、発がん性物質のスクリーニング及び新たな発がん性試験方法の導入を行うこととしている。

これらの推進に当たっては、スクリーニングに当たっての発がん性の可能性の評価基準の決定、個別物質の評価、試験対象物質の優先順位の決定、試験方法の選択等を行う必要がある。

このため、これらの事項のうち、専門家による判断が必要なものの検討を行うため、有害性評価小検討会の下に「発がん性評価ワーキンググループ」を設置することとする。

## 2 検討内容（概要）

## (1) 発がん性の可能性の評価基準の決定

## (2) 既存の情報による個別物質の発がん性評価

上記(1)の評価基準による評価結果の確認、及び個別判断が必要な物質の評価

## (3) スクリーニング試験対象物質の優先順位の決定等

- ① 非遺伝毒性発がん性物質のスクリーニング試験対象物質の優先順位の決定等
- ② 中期肝発がん性試験で陰性となった物質の扱いの決定

## (4) スクリーニング試験及び発がん性試験の試験方法の選択

- ① 非遺伝毒性発がん性物質のスクリーニング試験の方法の選択
- ② スクリーニングのための中期発がん性試験の種類決定
- ③ 中期肝発がん性試験の方法の細部の決定
- ④ 中期肝発がん性試験で陰性となった物質に関する試験方法の決定
- ⑤ 長期発がん性試験の試験方法等の選択

## (5) スクリーニング試験及び発がん性試験の結果の評価

- ① 非遺伝毒性発がん性物質のスクリーニング試験の結果の評価
- ② スクリーニングのための中期発がん性試験の結果の評価
- ③ 長期発がん性試験に併せて行う中期発がん性試験の結果の評価

## (6) 発がん性の構造活性相関の活用可能性の検討

## (7) その他

上記(1)～(6)以外で、発がん性物質のスクリーニング及び新たな発がん性試験方法の実施に当たって、専門家の判断が必要なことが生じた場合に検討を行う。